

栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金について

1 事業内容

- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、**人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援**を行うことを目的とする。
 - 福祉・介護職員等処遇加算を取得し、取組を推進する(又は見込み)事業所**に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する。
 - また、**処遇改善加算の対象外サービス**(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援)については**処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業所**に対して、人件費の改善に必要な費用を補助する。
- 本補助金は、**全額賃金改善(基本給、手当、賞与等)**に充てられるべきものであることに留意すること。

2 対象事業所

(1)別紙1表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等

- 基準月において、処遇改善加算を算定(又は見込み)していること。
- 処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合は、職場環境等要件について、全体から8以上の取組を実施していること。
- 処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は、以下のいずれかの取組を実施していること。
 - ・経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金見込み額が年額460万円以上であること。
 - ・職場環境等要件について、全体から14以上の取組を実施していること。

(2)別紙1表2に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等

- 基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる以下の要件を全て満たす(又は見込み)こと。
任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等、職場環境等要件

栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金について

【別表1】

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%	就労継続支援 A 型	11.4%
重度訪問介護	20.3%	就労継続支援 B 型	11.4%
同行援護	20.3%	就労定着支援	11.4%
行動援護	20.3%	自立生活援助	11.4%
重度障害者等包括支援	20.3%	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%
生活介護	11.1%	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%
施設入所支援	22.2%	共同生活援助（外部サービス利用型）	14.1%
短期入所	22.2%	児童発達支援	18.5%
療養介護	22.2%	医療型児童発達支援	18.5%
自立訓練（機能訓練）	23.0%	放課後等デイサービス	18.5%
自立訓練（生活訓練）	23.0%	居宅訪問型児童発達支援	18.5%
宿泊型自立訓練	23.0%	保育所等訪問支援	18.5%
就労選択支援	11.4%	福祉型障害児入所施設	80.8%
就労移行支援	11.4%	医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

【別表2】

サービス区分	交付率
計画相談支援	47.0%
地域相談支援（地域移行支援）	47.0%
地域相談支援（地域定着支援）	47.0%
障害児相談支援	47.0%

栃木県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金について

3 申請スケジュール

交付申請に係るスケジュール等については、**R8.3月下旬**に御案内します。

【今後のスケジュール(予定)】

R8.4.22 交付申請書提出期限

R8.5月下旬 交付決定

R8.6月中旬 支払

申請方法、実施要綱、実施要領等については、栃木県のホームページに掲載いたします。

必ず内容を御確認・御理解をいただいたうえで本補助金を申請してください。

県HPリンク

【 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/service/r7syogukaizenkinnkyusienn.html> 】